

★介護職員のための喀痰吸引等研修 第一・二号研修

介護保険施設及び障害者支援施設等の施設並びに居宅において、喀痰吸引等の医行為を適切に実施することができる介護職員等を養成します。

受講対象者

特別養護老人ホーム、老人保健施設、障害者支援施設、認知症グループホーム、短期入所サービス、有料老人ホーム、訪問介護・通所介護事業所等に勤務する介護職員等（資格の有無は問いません。）

受講料

135,000円（税込・テキスト代込）

受講内容

基本研修（全11日間）

- ・ 講義（50時間）
- ・ 筆記試験
- ・ 演習
（シミュレーターを使用した
所定回数以上の各医行為の演習）
- ・ 人工呼吸器の演習（希望者）
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形化栄養剤）（希望者）

介護福祉士（医療的ケア修了者）・
介護福祉士実務者研修修了者は
基本研修が免除となります。

実地研修

- ・ 喀痰吸引等の対象者に対する
該当医行為の所定回数以上の
実施
（本人または家族の書面同意が必要）

原則として受講者が所属する施設・事業所または
同一法人の施設・事業所において実施。
・ 介護職員を指導する指導看護師を確保すること
・ 実際に喀痰吸引等の医行為を必要とする利用者
がいること

栃木県へ「認定特定行為業務従事者」「登録特定行為事業者」の申請
修了者は「認定特定行為業務従事者」の認定・事業所は「登録特定行為事業者」の登録を受けて、
はじめて痰吸引等のサービスを提供することができます。